

治療目的使用に係る除外措置（TUE）事前申請対象者範囲の公表について

治療目的使用に係る除外措置（TUE）の制度は、競技を続ける中で怪我、病気等の治療の為に禁止物質を用いることが必要な場合に、事前に所定の手続きを踏むことにより、これらの禁止物質等を例外的に使用することができる制度です。

当協会は、日本アンチドーピング機構（JADA）と協議の上、平成24年4月1日以降に実施される競技会を対象として、下記のカテゴリー1の競技者並びに、カテゴリー2の競技大会に参加する競技者については、TUEの事前申請の対象者としたことを公表します。

対象者が、治療目的として禁止物質・禁止方法を使用する場合は、大会の30日前までに各申請先へ、TUEの事前申請の手続きを行ってください。ただし、緊急時の使用については、これまでと同様に遡及的TUE申請が可能です。（TUE国際基準4.3条）

なお、TUE事前申請対象者以外の競技者が、ドーピング検査後に違反が疑われる分析報告の通知を受けた場合には遡及的TUE申請が可能になります。

記

カテゴリー1：個人の立場からTUE事前申請が必要となる競技者

1. 当協会が連絡しているJADA検査対象者登録リストの競技者（RTPA）
2. ISSFが主催または指定する大会に出場する競技者
3. WADAまたはISSFが立案実施する競技会外検査の対象となり得る競技者

カテゴリー2：競技大会の区分によりTUE事前申請が必要となる競技者（Bの競技会において実施される、Aの種目に参加する競技者）

A：対象となる競技種目

- 1) 夏季オリンピック競技種目
- 2) 夏季パラリンピック競技種目
- 3) 国民体育大会正式競技
- 4) 日本オリンピック委員会（JOC）が派遣する国際総合競技大会対象種目

B：競技大会

- イ) 当協会の事業計画書で定めるG1の競技会（全日本選手権大会ほか）
- ロ) 国際競技大会の国内予選会
- ハ) ナショナルチーム員選考会

平成24年度の具体的な競技会（JADAとの協議結果）

- ①全日本選抜ライフル射撃競技大会（50mライフル）
- ②平成24年度全日本ライフル射撃競技選手権大会（50m・25mピストル）
兼 全日本選抜ライフル射撃競技大会（10mエア・ピストル）
- ③国民体育大会（主催：公益財団法人 日本体育協会）
- ④平成25年ナショナルチーム選手選考会（ライフル）
- ⑤平成24年度全日本ライフル射撃競技選手権大会（50mライフル）
兼 全日本選抜ライフル射撃競技大会（10mエア・ライフル）
- ⑥平成24年度全日本ライフル射撃競技選手権大会（10mAR/AP）

※ただし、ドーピング検査の実施とは異なります。

参考

JADAのホームページ http://www.playtruejapan.org/testing_tue.php